

昭和二十六年十一月十七日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 河野 謙三君 理事 野原 正勝君

理事 松浦 東介君 理事 小林 運美君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

小笠原八十美君 小淵 光平君

川西 清君 中馬 辰猪君

幡谷仙次郎君 原田 雪松君

平野 三郎君 八木 一郎君

大森 玉木君 吉川 久衛君

坂口 主税君 足鹿 覺君

石井 繁九君 井上 良二君

竹村奈良一君 横田基太郎君

出席國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

(農林事務官)

(養蚕局長)

青柳 確郎君

食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

十一月十七日

委員石井繁九君辭任につき、その補

欠として井上良二君が議長の名指で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

繭糸価格安定法案(内閣提出第三一

号)

食糧問題に関する件

○千賀委員長 これより農林委員会を

第一類第九号

農林委員會會議錄第十二号

昭和二十六年十一月十七日

開会いたします。

繭糸価格安定法案を議題といたしま

す。本案につきましては昨日をもちま

して質疑を終局いたしましたので、こ

れより討論に入ります。討論の通告が

ありますので、これを許します。八木

一郎君。

○八木委員 ただいま上程されました

繭糸価格安定法案に対しまして、私は

自由党を代表して本案に賛成するも

であります。

本法を提案いたしました根本の

趣旨については、何人も反対していな

いことは内外世論の熾烈な要望があ

り、わが衆議院におきましても院議を

もつて第五国会においてすでに決議い

たしまして以来今日まで推移いたして

参つた事実が、これを証明しておりま

す。また国際絹業大会におきまして

も、この会議に閣連した諸般の会合が

一九四八年にはスイスに、またフラン

スに一九四九年にはイタリアに、また一

九五〇年にはアメリカに、本一九五一

年にはイギリスで、国際的な世論は

年とともに高まりまして、昨年ニュー

ヨークで開かれた第二回国際絹業会議

では、公式に日本は糸価安定制度を実

施すべきだという決議が行われ、一方

国内では全国農民大衆の請願決議運動

が活発になりまして、オール蚕糸界の

支持する熱望となつて今日に及んでお

りますことは、何よりも雄弁に本法提

案の根本趣旨に合致すべきものである

ことを見まして、われ／＼は本案に賛

成をいたし、すみやかにその成立を期

待するゆえんであります。

本法の三大目的と申しますのは、一

には、繭糸価格及び生糸価格の異常なる

暴落、暴落の防止。二には、これによ

つて蚕糸業経営を安定し、蚕糸の生産

増強についていそしみつつある国民の

生活安定にも資して参りたい。三に

は、結果として生糸の輸出を増進して

国家目的に合致させる、こういうこと

ろにあると思ひまして、私は十分この

目的が達せられるものであると確信す

るのであります。反対論者は、本目的

達成の手段において消極的な異議を唱

えておるかのように見受けられます。

生糸の買入はだめだという御

所論でありますけれども、直接繭を買

入れること、生糸の買入れによつて

繭の価格を安定することを静かに、慎

重に検討を加えてみるならば、これは

養蚕農民の犠牲とか、繭の価格の不当

な圧迫とかいうことは、杞憂にすぎな

いものであるということが明白になる

と思ひます。このくらい法案の精神を

曲解し、認識不足の見解に立つてい

ろと述べられることについては、私

は簡単にその事由を述べざるを得ない

のであります。

なぜならば現在の需給事情は、需要

に對しまして供給は半分とも言うべ

く、需給のアンバランスの現実の状態

が続いております。いわば繭は売手

場の形に置かれておるのであります。

しかしそれでも万一生糸の買入れだけ

では、繭の価格の維持をはかることが

困難な事態があつた場合を考慮いたし

まして、政府においては「必要な措置

を行うものとする」という明文を法十

條に掲げて、行政上、指導上の全責任

を政府に義務づけ、政府の農民に対す

るあたたい親心を明らかに規定して

いるのであります。

次に問題にしております点は、繭の

生産費を保障することに關してでござ

います。自由経済を本旨といたし

まして、創意とくふうと競争の妙味を

生かす自由主義を採用いたしておりま

すが、野放しの自由ではないという建

前に立つて最低価格を指示する価格政

策をとつたというのであります。生産

の合理化によつて産物生産された場合

の生産費は保障し得るという政府の言

明もあつたのであります。以上の事由

によりまして、われ／＼は限りある財

政の三十億円のわく内では、この費用の

かさむ繭の直接買入れよりも生糸の買

入という手段が本目的を達成する唯

一、最上適切なものであるという確信

に立つてこれに賛成するものでありま

す。

次に消極的ではあるが、反対的な意

見となつた問題は、価格の安定を目

的としておられるのかかわらず、本法

案では高値を押えることが困難である

という点であります。われ／＼は思惑や

買入あり、投機のような暴利取締り

的な措置は、現在有効に施行されてお

りますところの物価統制令にゆだねら

れてしかるべきだという見解でありま

して、単なる法律命令で自由取引商品

の繭、生糸のごとき商品に對し禁止條

項的なものをきめて、總動員法的感覺

で強力に發動をするというような、一

方的な権力を政府に与えるという立法

に對しましては、これはとらざるところ

であるのであります。従つて他にこ

の企業に對しては適切な方法を考慮す

べきものだと思ひておりますので、あ

えて売渡し操作以外の方法について

は、立法によらずしばらく情勢の推移

を見守つておられることにいたしたいと思

つておるのであります。

以上のほか本法審議の過程におき

まして問題となつた予算措置につい

て、政府は本法による価格安定政策に

並行いたしまして、面期的に蚕糸業の

振興をはかり、今後一層必要なる予算

的措置を考慮するとの言明を得たので

あります。

以上述べました観点からわれ／＼は

自由党を代表して、ただいま提案

された繭糸価格安定法案に對して絶対

賛成を表する次第でございます。

○千賀委員長 次は小林運美君。

○小林(運)委員 私は民主党を代表い

たしまして、本法案につきまして以下

二、三の理由を申し上げまして討論を

行わんとするものであります。

現在政府が行つております施策を換

討いたしますと、今回の国会において

も非常な論議となりまして米の統制撤

廃の問題は、世論の前に吉田内閣、与

党自由党はこれに屈服いたさざるを得

なかつた大きな政治問題として、われ

われはこれを見のがすわけには参りま

せん。こういう時勢にありまして本法

案が国会に提案されたことは実に奇異の目をもつて見られるのであります。と申しますのは、政府は何でもかんでも統制を撤廃してむちやくやな経済政策をやつてゐる。ところがこの蚕糸業の問題については、世界各國はもちろん、わが国内におきましてもこの産業の重要なるを認めまして、ただ手放しの自由経済ということではやつて行けないということがわかりまして、本法案が提案されたものとわれ／＼は信するものであります。根本農林大臣のもとにおきまして、この法案が提案されたことは、私はむべなるかなと感ぜざるを得ない。個人的にわたります。が、根本農林大臣はわれ／＼と同じように修正資本主義を信奉し、計画経済を行つてゐる。政治的な感覚をもつて国会に出て参りました。現在自由党に籍を置くといふことも、その根本理念はやはりかえていないといふことは私は見のがすわけには行かないと思ふ。この法案につきましても内容を検討いたしたならば、さうな面が多々あるものであります。すなわち農産物の価格を支持して行こう、またかような情勢にあつてある種の統制を行おうとする、これが本法の至大な眼目であるのでございまして、かような観点からいたしまして、今回の蚕糸価の安定法案は、われ／＼の計画経済をここに現実の問題として現わしたものと私は信するものであります。従いまして本法案の精神にはわれ／＼は満腔の賛意を表するものであります。が、内容に至りましては多々われ／＼が希望するところがあるものであります。すなわち当初におきまして、糸価を安定するならば繭価も安定するだらうというやうないいか

げんな考えを是正いたしましたして、経済の逼迫いたしましたおきましてもが国の内情からいたしまして、今回三十億という金を支出いたしまして、この法律の目的を達成するために使つておるのでございまして、この意味は決して資本家の擁護でもない、製糸家や、輸出業者や、さういふ特別な業界のためにやるのではなくて、養蚕大衆のためにやるというのが本法の精神でなければならぬと私は考えるのであります。さうな意味におきまして本法案におきまして繭価の安定をどうしてもやらなければならぬといふことは、数日來の本委員会におきまして各員の非常に強い要望でございまして、これが第十條にあらはれてゐる。繭価の異常なる低落を来したときには特別な措置を講ずるというやうな案も、実に漠然としたる法案でございまして、先般私が農林大臣にこの件に關しまして特に質問をいたしましたところ、根本農林大臣からは、現在の手算の範囲内においては、繭の買入れといふやうなことは非常に困難である。しかし本法は恒久法である建前からいたしまして、将来かような問題が解決され、すなわち予算措置が講じられるならば、またその他繭の買入れ等につきましても具体的な方策が得られるならば、この法律において繭の買入れ入ることが可能である。またさうして行きたいといふはつきりした言明がありまして、この問題につきましても私はぜひさうなことを実行してもらいたいといふ一つの大きな條件をここに付したいと考えるのであります。

次に繭糸価の安定と稱してありますが、この法案によりますと生糸の買入れ、すなわち下値によつて買入れ、上値によつて売り出す、この範囲もこの法律では明確にされておきませんが、われ／＼が考える一応の線におきましても、三十億の金では異常な繭糸価の騰落に對しては、この程度では全然防止ができないといふことが考えられます。従いましてかような異常の際にはやはり特別な措置を講ずることが私は必要であると思ふ。従いまして下値に對してはただいま申し上げましたやうな繭の買入れといふやうなことによつてこれを防止し、また上値に對しましては、ただいま八木委員から御意見があらまされたけれども、私はかようなことはさう輕々に論ずべきものでない。過去の蚕糸業の実例を見ましても、繭糸価の暴騰、暴落といふものは、われわれが想像する以上に大幅なものでございまして、かかる三十億程度の生糸の買入れや売渡しでこれを防止できないといふことは、もうだれにも考えられるのであります。昨日の参考人を招致しましての各界の見通し等におきましても、この法律だけでも繭糸業の安定を期するといふことを望むなら、これは少し甘きに失するといふやうな御意見もあつたのであります。かような意味におきまして、真に蚕糸業の安定をはかるならば、やはり上値といふものもある程度押えて行かなければいかぬといふのがわれ／＼の考えであります。この具體的の措置としまして、ここに上値に對する禁止令といふやうなものも一応考えられたのであります。が、これも現在の状況からいたしましては、あるいは多少の無理を伴うかもしれませんが、本法の精神はやはりどこまでも繭糸価の安定をはかると

いう点においては、かような條項は絶對的な必要な條項ではないかと考えるのであります。かような見解からいたしまして、上値に對しては、政府は真剣にこれを考へて、適正な処置を講ずべきであるとは私は考えるものであります。

次に第三点といたしまして、この法律に付随いたしました、糸価の安定のための特別会計の法律案が、現在国会に提出されておきまして、この特別会計の内容からいたしまして、三十億円で、これはなか／＼たいへんでございしますが、特に現在蚕糸業の興隆からいたしまして、ただちに生糸を買入れ、下値を維持するといふやうな状態は、今のところ考えられないやうな状態でありまして、これから蚕糸業の過去の経験からいたしまして、いついかなる状態が起るかわかりません。従いまして近い将来に下値で生糸を買入れ、またときに生糸が上りまして上値で売出すといふやうな際に、ここに繭糸価安定のための特別会計から相當の利益金が生ずることはわかり切つたこととあります。これに對してただ積立金をして余つたならば一般會計に繰入れるといふやうなことでなくて、私は昨日も本委員会において大蔵當局に特に要請をいたしておきました。かような剰余金が出ますならば、今まで蚕糸業の改良発展のための国庫の支出といふものが非常に少かつた。こゝろいふやうな観点からいたしまして、この特別会計による剰余金といふものが、ただちに蚕糸業の改良発展のために各般の施策を講じまして、各方面にこの資金を運用いたしまして、蚕糸業の改良発展の資に供したい、か

うな意見を持つておるものであります。この点につきましても、特に要望をいたしておきたいと考えるものであります。

以上私の申し上げました繭糸価の低落に對する養蚕業者に對するしらせ、かような事態が起りましたならば、政府はただちに予算的措置を講じまして、繭の買入れを行つて、次に先ほど申しましたやうに、上値に對する禁止的な措置を講ずる、また第三点といたしましては、特別会計の剰余金は蚕糸業の改良発展のためにひもつきとして業界にこれを支出するといふやうな、三つの強力なる條件を付しまして、私は本法案に賛成をするものであります。以上をもつて私の討論といたします。

○千賀委員長 石井繁九君。
○石井委員 日本社会党を代表して本法案に賛成の意見を申し上げます。本法案については自由党も民主黨も賛成をいたしておるのであります。本法案の構想が妥當であるといふことにつきましても、ほとんど異論がなからうかと思ふのであります。社会黨として日本の今後の蚕糸問題を考えると、現在ある意味におきましては売手市場といふ傾向が現れておきまして、將來においては相當に買手市場になるやうな場面が展開するのではなからうかと考えております。農産物の増産といふことにつきましても農林當局もいろいろと施策を講じたやうであります。たとえば主穀について千二百万石増産するとか、何とかいふ／＼申しますが、ほとんどが念仏に終りまして、實際の効果は収められておらないのであります。しかし戦時中異常に生産が減少

しているところの繭、生糸につきま
しては、農林省のこの蚕糸五箇年計画が
実際に達成せらるることを私たちは予
見をいたして疑わないのであります。

大抵農村における換金作物としまし
て、非常に繭は短期間において現金収
入が得られる。かつまた年間には三回
あるいは四回にわたつて収益が得られ
るというふうなことであります。こ
の点からいいたしましても、農産物主穀
等のやみのでなくなつたあと、現金
収入を必要とする農民が養蚕に努力を
してつくるであらうといふことは、明
らかに見られるわけでありま。そこ
で現在のごとき大体系の価格、あるい
は繭の価格が維持せられるときにおき
ましては、この農林省の五箇年計画
は、予想を上まわつて繭の増産がされ
るであらうといふことは、われ／＼と
農村の養蚕農家に接している者は
明らかに看取できるわけである。私は大
体繭の価格が千三百円から四百円台が
維持された場合においては、この五箇
年計画、三十年台においては三千二、三
百万貫を越え、四千万貫台になり、桑
園も二十五万町歩を上まわつて二十
七、八万町歩には行くのではないかと
考へてゐるわけでありま。そこでこ
ういふふうには農民に對しまして養蚕奨
励をいたし、また桑園増殖等をいたさ
せまして、いろ／＼と犠牲を払はせ
たときにおいて、これがかえつて売手市
場より買手市場に転換するといふこと
になり、製糸業者の思惑等によつて非
常に繭価の大暴落を来すことになりま
す。農民指導の立場にあるわれ／＼
としまして、まことに農村に對しまし
ても申訳ないし、日本の養蚕業に對し
て非常に恐るべき悪影響を来すであら

うといふことを心から考へてゐるもの
であります。こういう大局的な見地
に立ちまして、われ／＼としましては
第五国会以来、いかにして国際市場に
デヴェューをいたしたところの生糸を
安定させて、養蚕農家の収入を確保さ
せるかといふことにつきまして、努力
を払つて参つたのであります。幸
いに今回この法案が上程をせられまし
て、多数をもつて委員会も通過する
といふ段取りになつたことにつきまし
て、養蚕農民とともに心から喜びを禁
じ得ないわけでありま。そこで私農
林大臣にも十分その点についての努力
を要請しておいたのであります。そ
うして繭の増産される、そして農民
のこの増産された繭による現金収
入を確保することによつて生活を向上
する、こういうことに非常に大きな期
待をかけておる。しかしながら相當数
の増産がはかられた後においては、市
場が売手市場より買手市場にかわつて
来るといふやうな形になつたときにお
きまして、非常に不利な立場になるの
であります。幸いに海外の競争相手で
あるところの中国等が、現在生糸の輸
出がほとんどとまつており、日本にお
いて国際的には独占市場を支配してお
る、こういう状態のときにおいて、農
民の要求を大體満足し得るところの繭
価、こういう條件のもとにおいて海外
販路の拡張並びにこの安定に努力をし
てもらふなければいかぬ。その点につ
きましては、アメリカあるいはフラン
スの大公使館等においては、その方面
のエキスパートを大公使館の要員とし
て派遣をいたして、常にそのために努
力をして、そして日本の生糸といふ
ものを、国際的の絹糸布の需要者ある

いは製造業者と結びつきまして、確固
不動なる立場にせしめらなければい
かぬではないかといふ点を申ししたので
あります。農林大臣もまた蚕糸局長
も、その点については大蔵省、外務省
等と連繫をとつて、大體の方針もきま
つており、なお一層の努力をするとい
う意見が述べられましたが、われ／＼
はその点今後の努力を大きく期待をし
てやまないものであります。つまり現
在独占市場であり、中国等がいろ／＼
な国際関係で生糸の輸出がでないよ
うになつたこの状態に甘んじて、そ
うして目を国際大局に注がないでか
つて議論をいたしておつたのではだめ
だ。将来においては生糸の市場に中国
あるいはブラジル等が出て来るかもし
れない、こういうことを考へて、そ
うして日本の現在の優位なる地位を活用
いたして、海外においての安定市場を
確保するために努力してもらいたい。
そういうふうにして最後の結論として
年間一億二、三千万ドルくらいの輸入
代金を獲得するようにはならなければ
いかぬといふ点を申し述べたのであり
ます。この点各党とも全部賛成をして
くださるはずである。われ／＼はこ
ういふ見地をもつて、この期待に沿うた
めには、かような国際絹糸会議等の要
望をいたしておる糸価の安定といふこと
が絶対に必要である、こういうふう
に考へる。

であります。蚕糸局長も今回の三十億
円、二万俵、一億四千五千万円とい
うのは別段深い根拠のあるものではな
い、最低価格は繭糸価格安定審議会に
おいて最終決定を見るのであるが、一
応の考へをいたしては、大體基準農家
の生産費を償ふものをもつて最低価格
にしたといふ腹案を申されておしま
す。われ／＼は今後この審議会に養蚕
農家を多量に参加せしめて、そして
これらについての正しい主張を貫徹す
るよう努力をいたしますれば、この
点はまた確保できるのではないかと、こ
ういふに考へるわけでありま。つ
まりこの点について今後養蚕農家に重
点を置いて審議会等が運営されること
を希望してやまない次第であります。

この点については、一部思惑業者の行
動等による不当な値上り等について
は、適切な措置を講じてもらいたい
と考へるわけでありま。ただいま小
林委員が申しました通り、この法案
は、日本の国際的の商品である生糸を、
いかに国際市場に確保するかといふ点
を構想として持ち、いわゆる單純なる
自由経済を脱却いたし、そして計画的
に国際関係とにらみ合せて合理的な
把握をいたすといふわれ／＼の多年の
構想を盛り込まれた法案でありまし
て、一言にして言いますれば、自由党
がこの法案に賛成することは非常に大
きな進歩を見たといふやうな賛辭を惜
しまない法案であります。

希望いたしますれば、なお若干の希望
点があります。それらは今後の運営
によつて善処されたいといふことを最
後に申し上げまして、私の賛成討論を
終りたいと思つておられます。

○松浦委員長代理 竹村君。
○竹村委員 私は共産党を代表いたし
まして、本法案に反対するものであり
ます。

その理由を二、三申し上げたいと思
うのであります。まず第一に繭糸価
格安定法案と銘打たれた以上は、少く
ともその法律の精神がはんと繭糸
価格を安定するといふ前提と内容を具
備しなければならぬと私は思つて
ございます。しかしながら遺憾ながら
その点がはつきりしていない。とい
うのは先般衆議院の政府に対するい
ろ／＼の質疑、あるいはまた参考人等
の意見を聞きましては、まず第一にわ
れは、第五国会等において決議され

た第一類第九号 農林委員会議録第十二号 昭和二十六年十一月十七日

養蚕民の憤懣を抑えようとしたのにすぎないのでありまして、そういう面からこの法案があくまでも糸価優先、輸出業者優先の基本的な立場に立つており、その結果は繭価へのいづ／＼な形におけるしわ寄せが起るといふことをわれ／＼は考えます。そういう面から私どもは、この法案が名前と内容との一致しておらないという点において、養蚕農民の立場から反対の第二点といたしたいと思います。

第三点は、いわゆる本法案の一番欠陥であり、繭糸価安定法の名にふさわしくないゆえんのもの、いかにして繭の再生産を保障するかという具体的な施策が法案にもなければ、また政府当局の基本方針もないという点であります。すなわち昨日も参考人の側からい／＼な意見を聴取したのでございますが、かりに糸価そのものが安定をいたしまして、いわゆる最低値が保証されたとしても、そのことはすなわち繭の再生産を保障する安定ということとは断定はできないので、あくまでもいわゆる蚕の生産費加える加工賃イコール糸価価格、こういう基本方式によらなかつたならば養蚕農民の真に要求するところの蚕糸業の振興にはならないという点を私どもは指摘いたしたものであります。本法案において望まれておるといふ点は、わずかに糸価が安定すれば第二次、第三次的に繭価にも影響が及ぶであろうというにすぎないのでありまして、あるはなきにまさるという程度の内容しか期待できないということは、昨日の参考人の意見について見ても、われ／＼は完全にこれを知ることができたのであります。そういう意味から糸価の

安定は必ずしも繭の再生産を保障する繭価の安定を意味しない。繭価の安定を意味するためには別個な基本的な施策が当然講ぜらるべきである。そういう点において、私は第三点の反対理由といたしたいと思います。

第四点は、本法案によつて従来不合理な取引が行われた繭の取引の合理化は一向行われないうことである。現在日本の養蚕業が遷々として振興しないのは、今申し述べましたように繭の再生産を保障する施策が講ぜられなかつたということが一点と、今一点は、その不合理な農民の犠牲において生産された繭の取引過程において、歴然たる不合理が横行しておるといふことである。これに対して本法案は何ら具体的な改善の措置を講じておらない。現に養蚕農民は生繭をまず出して、おいて、しかる後に製糸業者から繭価を決定することを余儀なくされておる。すでに長いものにつかまれておつて、不満であるけれども泣く／＼繭価を承諾しなければならぬ立場に置かれておる。これに対して、養蚕業協同組合等が微力ながら対策を講じておるけれども、

〔松浦委員長代理退席、千賀委員長着席〕

政府の企業施策は、この養蚕業協同組合に対して一銀一厘の金融措置も講じておらないのである。こういつたために、養蚕業協同組合等の団体によつて製糸業者との自主的な対抗が十分に実力になされずして、あくまでも製糸資本の大きな圧力の前に、養蚕農民は犠牲を余儀なくせしめられた繭の売買を受諾しなければならぬというのが日本の繭の取引の実態である。これ

れに対して根本的な対策を何ら明示せずして、どこに日本の蚕糸業の発展があると言ひ得るのでありますか。そういう点を第四点として私どもは本法案に反対せざるを得ない。

第五点は、養蚕振興に対する政府の基本方針がきわめて貧弱であるということである。昨日も農林大臣なり蚕糸局長からい／＼御答弁がございましたが、聞くべき点は聞きましていただいても、ほとんどそれはきわめて抽象的であり、具体性に欠けるものがあり、また来年度の予算を要求されるに際しても、わずかな金額に對しても日本の蚕糸業振興の基本的な方針が立案されておらず、その基礎をなす養蚕業自体の振興に對しても、桑園の補助であるとか、あるいは桑苗の育成に對する考慮であるとかいつた、きわめて部分的な施策しか見ることができない。本法案をもつて、日本の蚕糸業の中興の祖にしたいと石井君は先般おつしやいましたけれども、中興の祖どころか、私どもをもつてはとていさような大きな目的は達成できない。問題は、日本の蚕糸業に對するところの基本をなす養蚕農民の経営規模の改善、その経営の近代化、そうしたものを貫く養蚕業の進展の上に、この基礎の上に、製糸業、輸出業の問題も総合的に、蚕糸対策が考えられ、その一つの部分としてのかくのごとき糸価安定の法案が出さるべきであつて、これによつて養蚕農民が救われるがごとき大きな印象は与えても、得るものは養蚕農民をして失望のみであるといわなければならぬ。そういう面から第五点として反対をしたいと思います。

第六点は、第十四條第十五條に見られる審議会の構成についてである。政府は本法案の審議の過程を通じて、養蚕農民の意思が反映してないといふわれ／＼の攻撃に對して、いわゆる審議会を設けて、この問題については養蚕農民の意思が通ることをしば／＼説明されました。しかし法案自体を見ますならば、明らかに行政に對し、農林大臣の諮問に應ずるこの審議会に、行政の役人をも委員とし、しかも学識経験者のみをもつて構成することができ審議会です。どこに養蚕農民の利益の徹底がありますか。問題は農民代表を加え、利害の代表者を加えて、米価に對しても不満足であるけれども米価審議会が有能な役割を果しておるがごとく、真に公明なる委員の構成をして初めてここに養蚕農民の声を審議会に反映し、蚕糸行政に反映することができると言うべきでありましょう。にもかからず、いわゆる行政の諮問機関に行政の役人と学識経験者をもつて委員構成とするがごときことによつて、斯くて養蚕農民の利益は徹底しないと思ふ。これが第六点の反対の理由であります。

最後にこれを結論的に要約いたします。すなわち、従来日本の蚕糸業の基本対策であつたところの、あくまでも製糸資本、輸出業者を重点的にした一つの蚕糸業振興の基本方針は何ら変更を見ておらない。養蚕農民の利害を守り、日本の農業経営の合理化の一環としての養蚕の地位を確立し、その養蚕が日本農業の経営を通じて農民生活の安定に寄与するという基本的な立場に立つて、日本の蚕糸業の全面的な転換が期せらるべきであるにもかから

ず、本法案はあくまでも製糸業者及び輸出業者の利害をまず第一に考え、二次的、三次的に養蚕農民の問題を付随的に取扱つておる。主従の關係がまるで転倒しており、極論をするならば、一貫して養蚕農民の犠牲の上に大資本への奉仕をも意味するのではないかと、いう点が多々見受けられるのでありまして、かような意味におきましてはわれわれはとうてい賛成することができないのであります。むしろ政府はこの際根本的に構想を一新し、養蚕農民の立場から真に日本の蚕糸業の発展の基の上に立つ法案を再提出すべきである、かように結論づけたいと思ふ次第であります。

以上の理由によりまして、日本社会党第二十三控室を代表し、反対の意見を陳明した次第であります。

○千賀委員長 これをもつて討論は終局いたしました。

これより繭糸価安定法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお衆議院規則第八十六條の規定による本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認め、さういたします。

○千賀委員長 引続き、これより食糧問題に関する調査を行います。本委員会におきましては去る十月二十四日、食糧統制撤廃問題等につきま

して政府の所信を伺い、質疑を行つたのでありますが、本日は本問題に關するその後の経過並びに結果、さらに本年産米の供出割當数量に關しまして政府の説明を求めます。根本農林大臣。

○根本農林大臣 食糧問題につきましては、すでに再三本委員会におきまして御質疑を受けまして、その都度報告いたしたのでありますが、その後の経過について御報告申し上げたいと存じます。

先般も御説明申し上げましたごとくに、政府といたしましては、明年四月以降において米の統制を撤廃するといふ基本方針のもとに諸般の準備を進めて参り、閣議におきましてこの方針のもとに諸般の準備をすることを方針として決定しておつたのであります。

この構想の基本については、しばしば御説明申し上げましたごとく、配給、供出ともにこれを撤廃いたしましてそのまゝに放置するということではないのであります。依然として食糧の国民生活に及ぼすところの重要性にかんがみまして、需給調整の方策を講じて国民生活の安定を期するとともに、生産農民に対する価格支持をいたすということが基本の方針でございます。この構想に基いて第一に問題になりますのは、現在日本の国民生産による主食だけではどうしても国民全部に食糧を供給することが困難な状況にあるので、当分の間は相当量の外国食糧を輸入いたさなければなりません。この観点に立ちまして第一に考えらるべき点は、何と申しましても国内食糧の増産による自給度の向上というところであります。第二におきましては、当分の間足らざるものについては、でき得る

だけ有利に、そうして必要な量を十分に確保するというところでございます。

かような観点に立ちまして需給並びに価格の安定を期するということになりますれば、どうしても外国食糧につきましましてはこれを一般輸入業者がそのまゝ自由に輸入せしむるということがその目的を達成することが困難でございます。そこで、たとひ自由にいたしまして、この外国食糧につきましては、輸入並びにこれが国内における放出につきましても政府はこれを管理いたす、これが第一の構想になつておるのでございます。従ひましてこの外国食糧の管理につきましましては、配給はいたしませんけれども、大体政府が全面的に管理するといふ基本方針をとつておるのでございます。次に、食糧の配給はいたしませんけれども、しかしながら他面におきましては、先ほど申したように、主食が国民生活に及ぼす影響の広汎な事実にかんがみまして、政府は相當量内地主食につきましてもこれを確保し、適切な措置を講じてこれを放出して、需給と価格の調整をはかりたいと考えておるのであります。この意味におきまして需給調整法を立法いたしまして、諸般の措置ができることにするとともに、なお食糧特別会計もこれに伴ひまして需給調整に基くところの特別会計といたしたいと考へていたものでございます。その際におきまして問題になるのは、食糧特別会計を清算してこれを引継ぐということになります。たいへんな手数と時間がかかりますので、これを需給調整特別会計法にそのまゝ引継ぐ、こういう構想のもとに考へておつたのであります。

このような構想において次に問題になりますのは、生産者の価格支持の問題でございますが、これにつきましましては価格支持政策をとり、農民の要望する場合におきましては一定価格で無制限にこれを買い取る、そうして価格支持をいたすことが第一の要点になつておるのであります。なおこれに伴ひまして、もし統制撤廃がなされますと、現在の農業手形制度は実は供出に裏づけされておる金融措置でございますので、その点は不可能になりはしないかと、その点は心配がござりますので、この農業手形については供出制度がなくなりましても改良を加えて、大体現行のような農業手形制度を確立して、生産資金を確立する。なおまた出まわり期における集荷資金を十分に協同組合等に与えておかなければ、需給関係が實質上時間的にずれが出て参りますので、そのために農民が不利になるおそれがありますので、協同組合等については財政資金を農林中金等に投入して、系統的にこれを流すことによつて確立したい。また販売業者、却売業者についても、十数年の長きにわたる統制の結果、その信用並びに資金面において困難を生じておられますので、これに対しても同様な資金の裏づけをしてやりたい、これが大体構想であつたのであります。

この構想のもとに諸般の準備を進め、関係当局とその折衝に入つたのであります。関係当局における政府案に対する検討において、相当時間的な余裕を持たなければならぬ、またこれの及ぼす影響についても広汎な問題でありますので、その点についてもいさしく検討を進めたい。かような意

向のもとに、統制を撤廃するということについて原則的な了承を得たのであります。その実施の時期並びに方法については、当分の間これをもう少し検討をいたしたい、こういう状況になりましたので、御承知のように政府声明において明らかにした通り、方針は堅持するけれども、時期方法においてはいさばらく検討いたすということに相なつたのでございます。

なおこの問題と関連いたしまして、統制を四月一日から撤廃するということになりますれば、現在の供出は配給をするという前提のもとにやつておりますので、供出量もそれに従つて減らすべきであるという意見のもとに検討を進めておつたことは事実でございます。したが、ただいま申し上げたような理由によつて、当分の間配給を続けて行くという方針になりましたので、本年の供出は現行の食糧法の立場において配給をするということになつたのであります。しかる所本年の作柄については、皆さん御承知のように、本年の春における冷害さきで、初期においては相當憂慮されたのであります。七月、八月と氣候が非常に順調になりまして、春における氣候の不順が完全に回復したがごとくにわれわれは見えておつたのであります。その後さらに台風、病虫害、それに加ふるに秋における低温の結果、これまで例年に比して相当減収の予想が出て来たのであります。第一回予想高においては六千二百数十万石になつておつたのが、第二回の予想収獲高においてははずつと減つて六千六十六万石ということになつたのであります。時期が若干遅れたという

ことに達せられたのではないかとこの話がありましたが、さようなわけではありませんが、御承知のように第二回の予想収獲高が実は割當の基本の数字になるのでございます。この意味におきまして、できるだけ実収に近い線をもつて割當でなければ、供出の円滑を期するわけには行かない。そこで本年は秋の氣候の不順ということと、さらに病虫害並びに災害に基く減収率をできるだけ見込むということで、若干これを遅らせたいのでございます。この六千六十六万石を基本数字といたしまして、本年の割當数量につきまして、関係当局との折衝に入つたわけでございます。御承知のように米の供出量につきましましては、例年のように総司令部のアプルーヴァルをもつて初めてこれをやつておるのでございまして、この折衝の過程におきまします詳細については、本日発表することをはばかる次第でございます。本年は六千六十六万石ということを仮定いたしましたとしても、国内の状況、さらに経済九原則の線に沿うならば、本年においても二千七百万石を割當すべきであるという強い主張があつたことは事実でございます。その理由といたしまして、二十三年におきまして、予想実収高が六千四百万石程度であるにもかかわらず、当時米だけで二千九百万石出している。例年において常に二千七百万石以上を出している。従ひまして本年におきましても二千七百万石以上を供出せしめるべきであるとの強い意思表示があつたことは事実であります。しかしながら私はいろいろの事情を具體的に申し上げて、特に本年における天候その他の災害か

らして、六千六十六万石というのは決して政治的に加工をしたところの数字ではない。従つて六千六十六万石というこの基本数字はわれ／＼科学的に立証するものであるから、これは決して政治的な加工でないということを強調するのが第一点。その次には、昨年は農民の要望に沿ひまして、保有率を相当高めて考へていたのでございませう。この昨年度同様の保有米を農村に確保するとともに、他面におきましては、例年要請されておつて実現を見なかつた、採種圃の設定によるところの採種圃から上る主食につきましても、供出を命じておつたのでございませう。採種圃の設置は、優良種苗を農村にあまねく普及せよという前提のもとに立つたのであります。これに供出をいたさず、せつ／＼と非常な矛盾が多い、せつ／＼と出の對象にすべきではない、こういう観点からいたしまして、昨年に比しまして、この採種圃を供出の對象の外に置くという新たな一項を加へ、さらに政治的な今までのいきさつが相当ありますので、若干の減額をいたしまして、二千五百五十万石という線に最終的な了承を得たのでございませう。これに基いて割当をいたしたのであります。御承知のように知事会議において政府が指示するのでございませう。昨年までは農業調整委員が常に列席してございましたが、今回新たにできた農業委員の諸君も全部以前の慣例によりまして同席いたしまして、この会議を開催したのであります。この知事会議におきましては、知事側並びに委員側からの要請事項は次のようなものでございませう。その

第一は、本年六千六十六万石の予想収獲高というものは過大ではないが、果並びに食糧事務所あるいは農業委員会において策定したところの実収見込高に比べると過大である、従つてこの過大なる予想収獲高を基礎としての割当はいかぬ、農業委員会の要請は二千万石程度の供出以上はできないという、われ／＼の常識からかなり離れた要請でございませう。知事側の割当数量につきましては、政府の内部におきまして問題になつたことがございませうが、供出後の自由販売、しかし四月一日から統制を撤廃するという場合において、われ／＼が一案つくつた場合の供出量二千三百五十万石ならいけれども、それ以上の供出は困難である旨の要請が強く出ておつたのでございませう。

なおそのほかに、本年は政府の主食統制撤廃に關していろいろの経過的な情報があるために、供出意欲が非常に減退してゐる。この意味におきまして、いろいろの阻害があるから、ぜひとも次の七項目について政府が明確なる態度を示していただくこと。その第一項は、明年の十月まで統制は継続するということを明確に示していただきたいということ。第二項におきましては、供出にあたりましては、雑穀の代替供出を認めるということ。第三項は、特別報奨金、すなわち集荷ができきつた場合、完納した場合に供出完了したものに對して、相当量の金額になりませうが、報奨金を出してこれと第四項は、集荷委託費を増額してくれと、第五項におきましては、価格について、すみやかに米価を決定し、しかもその米価は再生産を償ふところのものであるべきこと。第六項におきましては、取締りを強化すべしということ、それから第七項は強権発動はしないようにしてくれ、こういうようなものが主たる内容でございませう。

これに對しまして政府といたしましては、第一項については了承いたすことにいたしました。第二項の雑穀並びに麦との代替供出は、これは原則として認められないこととございませう。雑穀、米、麦ともに供出をお願いしておつたときにおいては、雑穀、麦の代替はできるものでありますけれども、今回は米のみを對象にし、しかも米につきまして本年の割当はいわゆる基準規格に基いてやつてゐるのでございませう。この点については了承いたしかねるが、今後善処する、十分考慮するといふことにいたしましたのであります。第三項の奨励金につきましては、報奨金につきましてはこれは現行の建前においてはつづける理論的な理由がございませう。なお予算的にも非常に困難ではございませうが、知事並びに農業委員会の強い要請がありませうので、政府は今後これについては知事の要請に沿つて、これが実現のために善処する旨を約束したのでございませう。なお集荷委託費については、現在項目が生きておりますので、これについての増額については、政府は必ず実現することをお約束いたしました次第であります。なお米価につきましては、御趣旨に沿つてうにたいはからいたい、かように約束いたしました。取締りについては、現行法規に従つてこれをいたす、かようなことで大体知事側もその意思を了承したのであります。農業委員会方面におきましては、その次の――先ほど落したのに減額補正の問題がございませう。この減額補正につきましては、知事側並びに農業委員会の強い要請でありませうが、これは現在の食糧法に基く政令において実収高がはつきりわかり、その結果著しく減少した場合に、減額補正するという政令の立場がございませうので、これは当然認めることにいたしましたのであります。

その結果、知事側においては大体了承したのであります。農業委員会側としては、どこまでもこの二千五百五十万石の割当数量そのものが過大である。かような見解を堅持して譲らず、第二回目の日にあたりまして、ぜひともこの点については、再折衝を総司令部に申したい、こういう要請がありまして、そのときには知事、農業委員会ともに協議の結果、二千三百五十万石に減額してはしむという強い要請がありまして、私は知事並びに委員会の諸君の要請を受けまして、総司令部に天然資源局のドナルドソン氏を尋ね、約一時間四十分ばかり経過の状況並びに知事側の意向を伝え、折衝いたしましたのであります。これに對しまして、ドナルドソン氏は非常に慎重に意見を聞くとともに、さらに天然資源局長あるいはその他の総司令部の幹部の人々に電話連絡をとりまして、さきに総司令部が、正式に農林大臣に於てた供出量に關する覚書以外には現在どうにもならない。これが最終の総司令部の意思の決定である。そうして今日のような状況であるならば、先般私に對して与えられた覚書を知事並びに委員に公表することについて了承を与へる、ぜひそういうふうにしていただく、かような結論になりましたので、私は知事會議においてこれを発表した次第であります。これに對しまして、委員会側はわれ／＼の要望がここに受入れられないから、われわれはこのまま退場するということで、委員会の諸君は知事會議から退場したのであります。そこで第二日はこれで一応散會いたしました。

その翌日三日目になりまして、私は知事の代表の諸君と、農業委員会の代表の諸君を代表いたしまして、そこで私は政府を代表いたしまして、知事並びに委員からのあらゆる方面にわたる質問に對し、誠意ある態度をもつてこれに一つ一つ答へを申し上げ、私の意存するところも申し上げたところ、ほとんど大部分が了解に達したのでございませう。そこで知事會議を再開することになりませう。正式の代表ではないのだ、われ／＼は委員会の總會に諮つて態度を決する旨を約束した結果、当日の八時ちよつと過ぎに再開いたしましたのであります。これに對しまして委員会側としては、われ／＼は供出そのものには反対はしない、妨害はしない。現地ににおきましては知事と一体になつてこの推進をはかるけれども、政府のわれ／＼に對する回答については完全に了承するわけには行かぬから、知事會議には列席しないという答弁でございませう。そこで委員会側は開會することになりました。知事側は安井知事が代表いたしました。諸般の事情をいろいろ考慮してわれ／＼は食糧法に基く指示は受けるべきである。

従つて二千五百五十万石の指示は受け
ますけれども、これが実現は非常に困
難であつて、自信のない点がある。し
かし政府の今後の誠意ある善処をわれ
われは要望してこれをお引受けする、
こういう旨の発言がありまして、われ
われは二千五百万石を各県別に割当て
てこの問題が終了した次第でございます。

右のような次第でございます。減
額補正については、知事時に農業委員
会からすみやかに本年実収を調査の
上、しかもこれの補正にあたりまして
は、従来は作報のみの数字を使つてお
つたのであるが、今後は府県側並びに
委員会側の資料をも十分付度し、公平
適正にこれを実施するという要請を受
けてまして、その旨を約束して割当をい
たしたのでございます。

なお各府県別の割当の状況につきま
しては、事務当局から御説明をいたさ
せるつもりでございます。

○千賀委員長 これより農林大臣の発
言に対する質疑を行います。通告があ
りますから、通告順に許します。吉川
久衛君。十五分で切り上げてくださ
い。今十二時十五分であります。

○吉川委員 ただいま農林大臣から米
の統制撤廃問題に関するその後の経過、あ
るいは知事会議に關連しまして、御報
告を伺つたのでございます。私はこの
米の統制撤廃問題について、これが中
止になつたときの政府の声明を聞きま
してからも、ただいま農林大臣の御報
告の通りはなだ不明確な点がございます
ましたので、各方面から国会内におけ
る審議状況を尋ねられるのであります
が、明快な答弁ができなくて困つてい
たのでございます。この点は与党の諸

君も同様でございますので、私はこの
不明確な点について、時間がございま
せんから、簡単に伺ひたいと思ひまし
て思ひます。

米の統制撤廃の問題については、根
本農林大臣は非常にまじめな純情な方
でございますので、御郷里の秋田県で
統制撤廃問題を御放逐になつた直後で
ございまして、私は秋田へ参りまし
て、農相の言われたことを伺つてみま
したところが、いまだにやるのでは
ない。將來そういう方向へ行くべき
だ。そして今御説明になつたような構
想の基本方針を述べられたということ
が私はわかりまして、ある程度安心を
していただいておりますが、この農林
大臣が、財政上の支出の節約の關係等
からいたしまして、大蔵大臣に遂に強
制をされて、そうしてこういう問題が
表面へ出て来たという事に相なつた
のでございまして、われ／＼はこの点
についてはなだ遺憾に存じていたの
でございます。知事会議においても割
当数量の問題等について大層問題にな
つたところでございまして、總司令部と
この数量の問題におきまして、非常に
この数量の問題で困難な問題があつた
と思ひますけれども、統制撤廃の問題
を輕々に口にされ、あるいは発表され
たことによつて、農民の供出に対する
考え方が非常にかわつて参りまして、
供出のために大きな影響を及ぼしてい
るというところは事実でございます。こ
ういふような、生産者はもちろん――

この数量の確保ができないで、需給調
整がうまく行かないために消費者が生
活を脅かされるというやうな、國民を
あてての重大な問題と相なつたことに
ついて、政府はどのような責任をおと
りになるのか、ただいまのところ明確
にされておられません。純情な根本農林
大臣を私は實めようとは思ひません
が、關係のお一人として、ただいま政
府は、この統制撤廃の中止になつたこ
とによつていろいろの責任問題が起き
て来るわけでございますが、どのやう
な責任をお考えになつておいでになり
ますか。その点をまず伺ひたいし
ておきたいと思ひます。

○根本國務大臣 ただいま御指摘にな
りましたごとくに、この統制問題にか
らみまして、生産者並びに消費者に非
常に御迷惑をかけたことにつきまして
は、私衷心からおわびを申し上げま
す。責任を痛感しているものでありま
す。この問題につきましては、まず第
一にこの混迷をなくして、國民に食生
活における全面的な安心感を与えるの
が政府の最大の責任であると存じてお
ります。この素地をつくりまして後
における責任の問題については、今申し
上げる段階ではございせんが、現在
の政府といたしましては、まず供出を
完了いたさせまして、さらに配給につ
いても消費者に何ら不安なからしめ
る、そして増産と生活の安定を得せ
しめるということが最大の責任である
と考えている次第であります。

○吉川委員 知事会議で、政府は供出
量を二千三百五十万石くらいが妥當で
あるとお考えになつて、總司令部と交
渉をなさつたのではないかと思ひます
が、その辺はどういうことになつてお
りますか。

○根本國務大臣 二千三百五十万石
は政府が妥當として折衝したもので
ございせん。知事並びに委員会が、
ぜひともこれについて折衝してくれと
いうことでありましたので、私は知事
並びに農業委員の意向をそのまゝ代表
して伝えたのでございます。政府はす
でに御報告申し上げましたやうに、二
千五百五十万石が本年度割當すべき妥
當なる数字なりと信じております。

○吉川委員 知事会議におきまして、
減額補正の問題を政府は承知された。
しかし特別奨励金と申しますか、完納
農家に対する特別の報奨金の問題につ
いては、これは今の制度では考えられ
ないというやうなお答えをなさつたよ
うでございますが、私はその通りだろ
うと思ひます。知事会議における減額
補正の問題は、必ず確約されるものと
思ひますが、この点はどうでございま
すか。

○根本國務大臣 御承知のやうに、実
収高が明確になりました際、予想収獲
高よりその差が著しくあり、しかも減
収しておる場合においては、現行の政
令においても減額補正すべく規定され
ておるのであります。従ひまして現行
の政令に基づきまして減額補正を必ず
実施いたしたいと存じます。

○吉川委員 代替供出の問題でござい
ますが、雑穀等の代替はできないとい
うことでございまして、麦の統制が
撤廃されるといたしますと、麦の統制
撤廃後における、麦をもつての代替供
出というところは認められないのでござ
いせんか。

○根本國務大臣 現在におきまして
は、麦の代替供出を認めるという立場
に立つておりません。従ひましてわれ
われとしては、この代替供出は原則的
にお断りしてございまして、米
は統制撤廃をされておられませんで、米

と同様な取扱ひでございますから、そ
れは代替供出の意味をなしません。し
かしながら先日の連合審査会るとき
に、農林省の私に對するお答えの中
に、來年の一月から六月までの間に麦
の統制撤廃をいたすというお答えがご
ざいました。そこで來年の一月から六
月の間に麦が統制撤廃をされた後
において、供出が米だけでは完納でき
ないという場合に、麦をもつて代替で
きないだろうか。もう一応伺ひます。

○根本國務大臣 現在のところ代替供
出をさせるという意圖は持つておりま
せんが、但し知事並びに委員会側の再
三の強い要請がありましたので、今後
研究して善処したいと思つておりま
す。

○吉川委員 麦が統制を撤廃されれば
問題は起りませんが、撤廃されない前
に供出後の自由販売をお認めになるか
どうか。

○根本國務大臣 麦につきましては全
面的に統制撤廃の措置を講ずるべきだ
と思ひますので、供出後の自由販売
ということとはただいまのところ考へて
おりません。

○吉川委員 私は先日大臣に申し上げ
た通り、米麦不可分論者でございま
す。そこで私がなぜ米麦不可分論を申
し上げたかと申しますと、日本の食生
活の実情からでございますが、米の
統制が撤廃されない前に麦のみの統制
撤廃をされるということになります
と、米の供出制度に影響を及ぼすとい
うことは私は要慮しておるのでござ
います。その点はどうかと思ひます

○根本國務大臣 これは見解の相違と
相なりまして議論になると思ひます

が、麦につきましては、御承知のように現在マル公といわゆるやみとの差がほとんどない、こういう現状でございます、なおまた配給辞退も相当多いのでございます。これが自由になりますれば、加工の方面においてもさらに精度を増し、またその意味において需要も相当増す、しかも国民生活に及ぼす影響はほとんどない、こういう観点からいたしますれば、主食の一部ではありますけれども、内地産米と麦とは、国民の食生活の慣習並びに嗜好の面からいたしまして、需要供給の面からしても、これは別箇に取扱つてし

にしますけれども、後者の点においては私も同意見でございます。

○千賀委員長 吉川君結論にしてください。

○吉川委員 私はこの問題について大分農林大臣と所見を異にするのでございます。ことに麦のマル公とやみ値との差がなくなつて来たということ、あるいは配給辞退をするというような問題等は、これはまた別の角度から論ぜらるべき問題でございまして、大臣のお言葉を伺つておきますと、大臣は麦飯を召し上つたことがないのではないかと、こういう感じがしてならないのでございますが、この問題を論じておきますと、委員長からまた時間だ時間だという御注意がありましようから、これは別の機会にいたします。

先ほど農林大臣は、当分の間米の統制は撤廃しないと言われましたが、この当分の間ということが国民は非常に気になるのでございまして、米の統制撤廃につき先日大臣がお答えくださったときには、来年の十月までは配給制度を続けて行くということをはつきりおっしゃつた。そこで十一月一日から統制が撤廃されると解釈してさしつかえないと思つてございしますが、そういうふうにわれ／＼解釈してよろしいかどうか、その点をはつきりしていただきたいと思います。これは大臣御存じだと思ひますが、一粒の米をつくるのには、苗しろをつくつたときから米をつくるのではなくて、今年の米を収穫したその翌日から来年度の収穫の手始めであるということは御存じだらうと思ひます。そこで農民はそのつもりで今から準備にとりかからなければならぬ。少くとも作付け前にこれ

がはつきりしないと次の生産に重大な影響がございしますので、この点をはつきりお答えを願ひたいと思ひます。

○根本國務大臣 御指摘の通り、この問題につきましては先般お答えした通り、また知事会議において政府を代表して私の申しした通り、来年の十月末日まで配給をいたす、従つて本年の二千五百五十万石もその前提に立つておりまので、供出配給ともに来年の十月末日までこれを実施するという方針で進めておるのであります。この点は明確にお答え申し上げます。

○千賀委員長 井上良二君。

○井上(良二)委員 今吉川さんの御質問に対し、大臣は非常に率直に米麦の統制撤廃に関する政府の考えを述べられて、国民に遺憾の意を表現されましたが、私もさういふ点で、今度の米麦統制撤廃の政府の声明というものが、いろいろな観点から非常に大きな問題を生んだということについて遺憾に存じております。ただ一応はあつた聲明をされたものであつても、依然として米麦問題に対する国民の不安は拭ききれない状態にあります。そこで一番問題になりますのは、政府が今御答弁になりました通り、麦は一月から六月までの間ははずしたい、米は十月一ぱいまでは限りの国民の食糧に対する不安は除かれたいのであります。少くとも生活に、またわが国の産業経済全般に及ぼす重大な政策を論議いたします場合は、政府によほどの準備とよほどの対策ができてから即時断行するということとでなかつたら、国民の不安はつきまとうのであります。この点はあなたと

私との立場が違ひますから、意見の相違だと言われればそれまでであります。が、今政府の説明にもありました通り、一月から六月の間に麦をはずす、はずした後は一体どうするかというところとあります。吉川委員もお話になりました通り、米麦一体の主食構成になりつて、麦をはずした後に政府は白米をもつて、麦をはずした後に政府は白米をもつて、麦をはずした後に政府は白米をもつて、これをまづ伺ひます。

○根本國務大臣 大体現行の米食率を基準といたしまして、麦を除いた米だけの分は配給を続けて参りたいと思つております。

○井上(良二)委員 現在米食率は大体六〇％くらいだろふと思ひますが、さうに配給されると見てさしつかえありませんか。

○根本國務大臣 全体平均して五六％程度でございまして。

○井上(良二)委員 それだけは麦をはずした後も政府で確実に内地米が配給できるという確信がございしますか。

○根本國務大臣 これは井上君も御承知のように、外米も入れてございします。そして若干地域差はございしますが、れども、現行の配給基準で実施いたします方針でございします。

○井上(良二)委員 問題は、外米をもつて米食率を維持する、これならば別に問題はなし。現在政府が配給している外米が国民の嗜好の上からどういふ現実にあるかというところは、政府もよく御存じの通りであります。われ／＼が麦の統制撤廃後において米の配給量を維持することをここで問題にいたしましたおりますのは、内地米がいかにして従来通り配給されるかされぬかという問

題であります。問題はそこにあるのであります。外国米をもつて穴埋めするということならば何も食糧政策は必要ない。二千五百五十万石供出してもらえば十月末まで従来通り、内地米が配給できるという見地に立つて二千五百五十万石が割当てられてゐるのじやないですか。

○根本國務大臣 内地米だけをもちてやるというわけでは、大体二千八百万石程度の内地米を供出させなければできないのであります。従ひまして従来もさうでございしましたが、内地米だけでは足りないのので外米を輸入して配給することになります。もし内地米だけで配給させることになりましたと、裸供出を農民にしなければなりませんので、それは實際上不可能でございします。本年は二千五百五十万石を供出したさへして、従前に比べて約三十三万トン分外米に依存する度が多くなる勘定になります。

○井上(良二)委員 内地米で足らぬ部分を外米で補つてゐることはわれ／＼もよく知つております。問題は二千五百五十万石の供出がかりに完納だとして、これが十月まで内地米のみでは維持できないというところにはつきりした数字が現われて来ます。そうなつて来ると、端境期のさ中において大消費地におきましては外米だけを食ふわけにはならない事態が起つて来はしないか、そういう不安はないか、お伺ひいたします。

○根本國務大臣 これは内地米だけを四月から八月までやつて、それ以降から外米をやるといふことではない、両方とも相調整していたす予定でございします。

○井上(良)委員　御存じの通り、現実
に少くとも一箇月に百四、五十万石の
内地米を確保していなければ、現行の
内地米の配給量を維持することはでき
ません。そこへ持つて行つて、この前
も質問いたしました通り、労務加配米

が米で配給されることになり得るのであります。そうなつて参りますと、現実には内地米の配給量というものは減つて参ります。そこで少くとも四月以降になつて参りますと、内地米というものに対して需要が、この場合に實際上非常に強くなつて参ります。そこでかりに、私どもの推定でありますけれども、四月以降十月までの七箇月間に、政府の倉庫に残ります内地米は千百万石くら

いではないかと押えております。その千百万石のうちで約二百万石が労務その他の加配米に差引かれやせぬかと思つたのであります。そういうことになつて参りますと、實際政府の手持米というものは、内地米において九百万石を切れるのであります。この九百万石をもつて七箇月もまかなわなければならぬ現実になつてしまいます。そうすると現実には今までの外米と内地米の配給のバランスが破れて、つまり現在では内地米を十日分、外地米を五日分大消費地で渡しておりますが、これが逆のようになりはせぬかということを私は心配しておるのであります。現在の通り内地米がかりに十日なり、十二日なり渡されて、あと外米ということですと十月まで補つて行く自信があるといふことをあなたが御言明をなされませんならば、私は心配をいたしました。それが逆になる危険がありますから、その点に対して明確に、そういうことではない、依然として現在通り内地米は

十日分 外米は五日分——全国平均では内地米の消費量はもつとふえて来ますけれども、現在の状況では大都市においてはそのような状態でありませんが、そういう配給率はくずさない、こういう御言明ができますか。

○根本國務大臣　これは先ほども申し上げましたが、現在配給は内地米、外米一貫してやっておりますのであります。従いまして、御指摘の通り本年の収穫が少く、従つて供出量が少くなりますと、内地米が減つて参りますので、そのために外米と内地米との比率が現行より若干変化することも、これまたやむを得ないものと考えておる次第でございます。

○井上(良)委員　そういたしますと、現在二千五百五十万石という政府が割当てましたものも、実際はまだ政府がこれを完全に供出さすために、たとえれば集荷委託手数料を増額してやる、という手が打たれていないし、また特別報奨金といいますが、いわゆる知事側が要求しておりますものが、何ら予算的にも、また食糧特別会計の中の操作においても、この点が全然明らかにされていない。あるいはまた減額補正においてもまだまだ未だ未知数のものである。こういう知事側とあなたとの間において約束されましたものが、何ら具体的に解決されていない現段階において、二千五百五十万石を政府の倉庫に入れるということは容易ならぬ状態ではないかと思う。その上にまだ米価審議会においても米価の決定が非常に遅れるというような悪条件が重なつておるわけです。そういうことは、いづれ時間的に解決されるといたしまして、本年の作柄あるいは今度の主産額

動において与えたところの影響等がな
たつて、實際現象に政府の手に入るの
は、知事側の主張している二千三百万
石くらいのところではないかという想
定を私はいたしておるのです。しかし
これは減額補正が何程されるか、二百

も、これによつてまたここに相当減りまして、
字はさらに下まわつて来まして、一層
米を食う率は減つて来ます。そうなつ
た場合、實際上内地米価が暴騰する危
険性が起つて来ます。この暴騰を食い
とめる手として、あなたは麦の統制を
はずすか。そういうような状態では
国民としてはこの夏どうするか。あな

たみずからが、今度の主食制撤廃で国民に不安を与えたことはまことに遺憾である。今後は食糧に関して国民に安心感を与えて行きたい。あくまでも主食の統制確保をやつて行きたいと申されておられるけれども、實際打たれて行く手は、逆に不安定感を与えるようないろ／＼な條件がここに備わつておりますが、これらのものが一掃されない限り非常に逆な結果を招くのです。私は何もあなたを政府だということで責めておるのではない。これから十月までの政府の食糧政策についていろ／＼な悪条件があるので、そういうことをほんとうに心配している。また報奨金を考慮するということを言われておるが、實際この問題は非常にやつかいなる問題を生んで来ます。政治的な言葉を使われて現実に解決しなければならぬ問題であります。報奨金を考慮するなんて言うことは、一体何を意味してするのか。あなたみずから食糧特別会計をかかつてに使うわけには行かない。補

○根本国務大臣 簡単にお答えいたした
す。

ます。韓奭金の問題につきましても、知事側によくその困難性を指摘してあります。但し知事側は、今はだめであらうけれども、通常国会になつた場合にはいろ／＼な操作もあるのではないかと、向うの方の了承も得たならばぜひやつてくれということでありますので、われ／＼は、現在は不可能であるけれども、知事側の要請に従つて努力をいたします。こう言つたのであります。

それからもう一つ井上さんが御指摘になりましたこの食糧問題に対する今後の措置についても、混乱をなからしめる意味においても、政府の方針としてやる場合においても、万全の策ができたときに初めてやる、こういうことであります。私も主幹大臣としてぜひそうしたいと存じます。その意味におきまして、先ほどの御質問に関連いたしました、政府として、これは特に来年の十月まででは現行で参入ということを明確にいたしました次第であります若干不明確でありましたので、これはあらためて申し上げた次第でございます。

○千賀委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 まず第一点としては、先ほど農林大臣は、現在の二千五百五十万石の割当は、実収が正確にきまつた場合においては減額補正するとはつづき言明されました。そこで私は、府県知事あるいは農業委員あるいは食糧事務所あるいは作報等が各県の実収高を

見、農家が収穫をやりまして減収した場合には、それ以上にその額は補正されるものだ、先ほどの農林大臣の言明からいっても確信するものであります。そこで県の方が今度の減額補正数量をあらためて政府に要求した

場合にとつては司令部の指示があつたとか何とかで、この補正数量といふものを減額されたり、その他の方法をされないかどうか。つまり要求があつただけは必ず減額されるのかどうか。

○根本国務大臣 減額補正については現行の政令に基いて実施いたします。

なお従来府県側が政治的な意図のもとに、あまりかけ離れた数字を出しておられますが、それだけではないと思います。

たのは、知事側の数量も公正にいたすとともに、現行査定の方法を基本として、知事側並びに農業委員会の方面の実情も聞いてきめるということにいたしましたのであります。

○竹村委員　それから、先月二十五日の委員会で、大臣は、農家の保有量は本年度は若干考慮したいという御意向であるということですが、これはいつも議論されることであるけれども、実際の農家の保有量は必ず優先する、現行よりも引上げるということを確認していただきたいと思いますが、ここではつきりその意見をお聞かせ願いたい。

○根本國務大臣　保有量については、先ほど申し上げた通り、従来たとえば長崎とかその他においては、実は作付等がいもで相当代替されて、それを保

有に入れたのがありますが、これも大
体今までから見ても相当程度引上げてお
る次第であります。

○竹村委員 今度の割当にあたりまし
ては、各府県に実際に割当てる場合に
おいては非常に困難が伴うと思う。そ
の割当の技術や方法については、政府
は知事側に一任されて、知事側はこれ
を達成するためにいろいろな割当方法
をやる。それに対して政府は干渉され
るのかどうか。たとえて申しますなら
ば、知事側においては、農業委員その
他の実情から見ても現在政府から指示さ
れた数量よりも実際には下まわつてお
る。つまり現在政府から指示された府
県別の割当よりも、実際は何%になる
かわかりませんが、八〇%くらいしか
ない、あるいは六〇%くらいしかない
といった場合に、まず第一に実際に府
県で出た数量を割当てて、農民が収獲
いたした後に、なおそれ以上ある
とするならば、それ以上割当てて行く
という方法方法を講じて、政府は
それに対して干渉するのかもしれないの
かお聞きしておきたい。

○根本國務大臣 割当は現行食糧法に
おいて実施されますので、知事がさよ
うな方法をとるとは、私は考えており
ません。

○竹村委員 そこに問題があるのです
が、実際に生産量が少かつた場
合においては、全国的に見て二千五百
万石が当然だとして、政府が幾ら指示
されても当然だとして、政府が幾ら指
示されても、これは想定に基く数字で
ある。従つて二千二百萬石しか供出で
きない場合もあるわけです。これは実
際に収獲しなければわからない。先ほ
ど農林大臣は減額補正をするとはつき

り言つておられる。従つて実際収獲し
た上において、政府がいくところの六
千六十万石が五千八百萬石になつたと
すれば、二千五百五十萬石の割当をす
るといふことは不当になる。もしそれ
を割当しようとするれば、先ほどお認め
になつた農家保有量の優先確保という
ことがふいになる。実際の収獲がそれ
だけ少い場合においては、府県知事は
みずから実収量によつて割当する。こ
れは現行法の精神だと思ひます。それ
をしないといふことはなかりと思ひます。
実際それだけしか収獲がなかつたなら
ば、減らして割当をすべきだと思ひま
すが、これに対してどういふお考えを
持つておられるか伺ひたい。

○根本國務大臣 それは減額補正をす
べきであります。あなたが先ほど言つ
たのは、大体これはよりなかつたか
ら、たとえば百万石のうち八十万石を
割当てて置いて、あとは別に見るとい
うことはし得ないと思ひます。現実
に実収高が減つておる場合において
は、政府が減額補正を認めるごとく知
事といへども町村別に減額補正をする
でありましようから、その点は解決さ
れると思ひます。

○竹村委員 もう一つ、たとえば麦は
来年度から統制を撤廃すると言つてお
られますので、現在日本の麦作農家は
相当量の作付の転換をやつておる。こ
れは相当な数になる。つまり二割の転
換をやるかもしれない。もし農家がそ
ういふように作付の転換をいたします
ならば、日本の食糧需給の建前からい
つて、まず、外国食糧の輸入を増大
しなければならぬ。こうなつて参り
ますと、結局小麦、小麦あるいはその他
の物は、外国食糧に依存度をだん／＼

高めて行く、そのことは国々の食糧需
給の立場から申ししても非常に憂慮
すべきことであると思ひますが、これ
に対する対策——麦を自由販売にして
も、政府は麦をどれだけの価格で買入
れるから麦をつくれという方針は、当
然早急に示さるべきだと思ひるのであ
ります。少くともそれには最低買入れ価
格の決定がなされなければ、国内にお
ける麦作生産は自然と減退して来る。
これに対して政府は、一体いつ麦の最
低買入れ価格を決定されるのか。ある
いは転作をさせないような対策を、現
実にどういふふうにするのか、これ
をひとつ聞いておきたい。

○根本國務大臣 この問題につきまし
ては、すでに予算委員会その他におい
て政府の構想を申し述べた通りでござ
います。具体的には後ほど検討の上、現実
に統制を撤廃するときにあつて具体
的な内容を申し上げたいと存じます。

○千賀委員 足尾君。

○足尾委員 なるべく重複を避けてお
尋ねたいと思ひますが、難航を
重ねた割当会議を農相は御収拾になつ
たのであります。その収拾の條件はい
ろいろあるように私も聞いておりま
すが、その内容について具体的にせ
んざくしようと思ひます。しかし
ながら現に国会が開会中でありま
す。その収拾策には、いわゆる集荷の督
費あるいは供出完了の場合の報奨金と
いつたような、予算との関連のある問
題があるやに承つておりますが、これ
に対して当局はいかように予算的な措
置を講じになるのでありますか。そ
の点をまず明らかにしていただきたい
と思ひます。

○根本國務大臣 これは先ほど質問が
ありましたときにお答えした通りであ
りまして、報奨金につきましては、現
行の立場においては出し得ません。従
つて今後これは検討してみようと思
ひます。それは現行においてです
きまして、これは現行においてです
きまして、二億六、七千万円行つておるの
でございまして、今後の状況を見まして予
算的な措置を講じたいと考えておる次
第であります。

○足尾委員 まず督同費から少し具体
的にお尋ねしたいと思ひますが、な
るほど農業調整委員会の構成は、法に
よつてかわつて参りまして農業委員
会になりましたが、しかし供米の完遂と
いふことは系統農業委員会が協力しな
かつたならば、絶対に完遂はできない
と思ひます。そういう意味において、督
費に対する当局の流し方というものは、
末端系統の農業委員会に対して
考慮しておるかどうか。この点はど
ういふふうにお考えになつておられま
すか、お伺ひしたい。

○根本國務大臣 集荷委託費は県に交
付しておりますので、県が農業委員会
その他に出すかどうかについては、政
府は具体的な指示はいたしておりま
せん。

○足尾委員 これは当然御指示になる
べき筋合ひのものであらうと思ひます
が、御指示にならないのであります。伝
え聞くとところによりますと、その金額
も相当増額されるやに聞いておりま
す。しかしこれが県庁の役人の、いわ
ゆる集荷対策のいろ／＼な食糧費その
他に費消されるという危険もなきに
しめ、真に末端の農民の協力を求めら
れるような形に支出すべきであると思

いですが、御考慮になる余地はないの
でありますか。

○根本國務大臣 従来におきまして
も、これは府県に交付し、それにまか
しておつたのであります。御指摘の
点もありますので、十分検討いたしま
して、増額の場合においては、これに
ついて具体的に指示すべきであるなら
ば、指示したいと考えております。

○足尾委員 それ以上は申し上げま
せんが、しからば報奨金の場合、いわ
ゆる供米削減の問題になつており、割
当の暗礁の一つの山は供米削減の問
題にあつたと思ひます。伝え聞くと
よりますと、二千五百五十萬石を完納
した場合、その完納額に対して若干の
報奨金が出るやに私も聞いてお
る。もしかりに本年の作況からし
て、割当補正が適正に行かないで、か
りにその農家が十分に供出がでない
場合には、その農家は報奨措置から全
然オミットされて行くのであるか。こ
の点は実際の運用上において非常な
大きな問題であらうと思ひますが、ど
ういふ御構想でありますか。

○根本國務大臣 先ほど申したよう
に、特別報奨金の問題については、ま
だはつきりと、どれだけの金額をいか
にするかといふことはきまつていない
ので、内容に触れるわけには行きませ
んが、原則としても報奨金の出され
る場合におきましては、完納奨励金と
銘を打つてゐる限りにおいて、やはり
完納したものにいくのは当然である
と思ひます。

○足尾委員 完納ではあります。し
かし従来ややとすると、いわゆる補
正の割当が必ずしも適正に行つていな

いので、ここに問題が起るのである。

従つて名前は完納奨励金でありますけれども、農家はほんとうに協力した場合には、なお完納の文字にこだわつてこれをオミットされるということになることは、非常に実情と離れた結果になりはしないかと思ひます。また県全体としては、あるいは村全体としては完納になつた。けれども個人の農家には完納しない農家もあれば、また完納した農家もあるという場合もあり得るのである。完納というものは内容的にはどういふことですか。個人の場合でありますか、部落単位でありますか、それとも町村単位でありますか、一体何を単位にお考えになつておるのでありますか。

○根本國務大臣 先ほど申したように、これはまだ確定したものではないけれども、その点は深く申し上げても意味をなさないと思ひますが、大体今の構想におきましては、町村単位もしくは部落単位ということが至当であらう、知事側においても大体そういう意見のようでありますので、そういう意見を尊重して今後きめたいと思ひます。

○足鹿委員 それは初めて承つたのでありますが、そうしますと、その部落の自主性において報奨金という問題は結局処置をしてよいのであります。これは仮定だとおつしやいますけれども、それが條件になつて供米の難関を突破しておられるのである。従つてこれらの問題は、仮定だ、仮定だ、まだきまつておらないとおつしやるけれども、ある程度きめておいでになるに相違ない。その内容がある程度われ／＼がお聞きするのは、あえて国会がこれ

をお聞きするのは、そう支障があることではないと思ひます。農家は常に良心的な御答弁をしておられますが、これらの点については、もう少し農民に對して親切な御答弁があつてしかるべきではないかと思ひます。そうしますと部落が単位になるのであります。それから、結局部落内において適当にこれを処理するというふうな措置して、まあ大体よろしいと解釈してよいのであります。

○根本國務大臣 これはきまつてないからまだ何とも申し上げられませんが、いろいろ／＼とそういうふうな御意見もありますので、知事側並びに各関係方面の意見も十分にそんたくして、実情に即するようになつたと思ひます。

○足鹿委員 時間がないようでありますので、あえてこれ以上追求することは避けたいと思ひますが、その点については、今度の問題で、供米問題については農林大臣の政治的責任もありません。これらの問題をほんとうに農民の理解の行くように、農相の責任においておやりになることを特に私は要望しておきたいと思ひます。

最後に価格の問題についてであります。七千三百円を想定米価として、麦価をはじき出されて、爾来今日までバリバリの指数が変動したというので、七千円をわずかに割つた価格をもつて一般的なバリバリー米価と公表されておりますが、正確にいつて、政府はこの七千三百円をほんとうに本年度産米価格として確保して行く考えであるか、いかなうな考えを持つておられるか、基本的に明らかにしていただきたい。同時に、米価の問題につきまして

は、審議会が開かれなければならぬのであります。審議会はいまだにその構成が明らかにされておらないようであります。この点について、審議会の開催の見通し、また米価に対する見通し、また先刻も質問がありました。麦の統制撤廃の際における麦の対米比価はどういう計算になつておりますか。これは来年度の予算と関係がおります。麦は一月から六月の間にはずつとおつしやつておられますが、いづれにいたしましても政府買上げのあることは先刻の答弁で明らかであります。従つてその麦を買い上げて行く基準は、いわゆる予算単価は幾らにお考えになつておりますか。いわゆる麦の対米比価の点について、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○根本國務大臣 米価につきましては私は予算において想定しておる七千三百円を堅持したいと考えております。米価審議会の構成メンバーがまだきまつていないということは、結局において生産者団体に割当てられたところの人数に對して、生産者団体の意見がまとまらないために、まだ向うの方から推薦が来ていないというのが実情であります。この米価審議会の主催者は物価庁長官でございますので、物価庁長官の方に、すみやかにその構成をいたし、この決定を促進してもらふように要請しておる次第であります。

麦の対米比価については、目下検討中でございます。

○千賀委員長 会期の件がまだ正式に決定しておりませんし、請願審査の關係もありますので、暫時休憩をいたします。

午後一時十一分休憩
休憩後は開会するに至らなかつた。

〔参照〕
商米價格安定法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕